狛江市都市計画変更原案に関する公聴会　議事録

日時　　：令和７年８月２日（土）午前 10 時 30 分から午前 11 時 10 分まで
場所　　：根川地区センター
出席者　：参加者　５人
　　議　長　まちづくり推進課長
　　事務局　下水道課長、下水道課下水道浸水被害軽減対策担当主査
　　下水道課施設管理係主査兼下水道浸水被害軽減対策担当主査、
　　環境政策課長、まちづくり推進課都市計画係係長、
　　まちづくり推進課都市計画係職員１名

議題　　：都市計画変更原案（調布都市計画下水道、調布都市計画公園・緑地）
配付資料：資料１　都市計画変更原案に関する公聴会（調布都市計画下水道、調布都市計画公園・緑地）
　　資料２　都市計画原案（都市計画下水道）
　　資料３　都市計画原案（都市計画公園）
　　資料４　都市計画原案（都市計画緑地）

（議長）

それでは、定刻になりましたので、これより、都市計画変更原案に関する公聴会を開会いたします。

本日は、お忙しいところ、公聴会に御参加いただき、誠にありがとうございます。公聴会とは、都市計画法第 16 条第１項の規定に基づき開催される会となり、狛江市都市計画に関する公聴会運営規則第４条に基づき、議長が指名され、会を主宰するとされています。

私は、本日、議長の指名を受けております狛江市都市建設部まちづくり推進課長の萩原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて、続けさせていただきます。

さて、令和元年東日本台風では、狛江市・調布市において甚大な浸水被害がありました。再度災害防止に向け、六郷排水樋管流域に新たなポンプ施設、根川ポンプ施設を設置する計画を進めています。

今回の都市計画変更は、この根川ポンプ施設の設置による都市計画下水道、都市計画公園・緑地の変更の手続きによるものです。

本日は、都市計画変更原案について、皆様から、御意見を伺いたいと思います。限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、今回の都市計画に関わる市の職員を紹介いたします。

（事務局）

狛江市都市建設部まちづくり推進課都市計画係長の安岡と申します。狛江市環境部

下水道課長の岩﨑でございます。同じく、下水道課下水道浸水被害軽減対策担当主査の梅川でございます。同じく、下水道課施設管理係主査兼下水道浸水被害軽減対策担当主査の久保でございます。狛江市環境部環境政策課長の秋山でございます。

（議長）

さて、会の手順ですが、先ず、都市計画変更原案の内容について、説明をいたします。その後、皆様から、御意見を伺いたいと思います。会場の都合により、概ね１時間半程度の会とさせていただきます。

また、皆様には、注意点が４つございます。

１点目は、意見を述べることができる方についてです。公聴会運営規則では、都市計画案について利害関係を有する者が意見を述べることができるとしています。狛江市在住・在勤の方や六郷排水樋管流域に関わる地域の方を想定していますが、利害関係をこちらで限定することは、難しいため、御自身で御判断いただけると幸いです。

２点目は、プロジェクターを使用時に、会場内の照明を一部暗くさせていただきますので、御了承下さい。

３点目は、会の記録作成のため、録音と写真撮影を行います。写真撮影は、出来るだけ顔が写らない様、会場後方からといたしますので、御協力お願いします。

４点目は、携帯電話・スマートフォン等の音の鳴る機器は、電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。

それでは、都市計画変更原案の内容について、説明をお願いします。

（スライド１）

それでは、根川ポンプ施設に係る都市計画下水道、都市計画公園・緑地に係る都市計画変更原案について御説明いたします。

（スライド２）

狛江市では、令和元年東日本台風に伴う多摩川の水位上昇により、根川雨水幹線からの放流が十分にできなかったことで、根川雨水幹線流域において、甚大な浸水被害が発生しました。

こちらのスライドは令和元年東日本台風における浸水被害の状況で、左側は浸水被害の状況です。右側はコンピューター上でシミュレーションにて再現し、被災当時の最大浸水深が分かるような図となっております。

市ではこれまで、様々な浸水対策を実施してまいりましたが、ポンプ施設の設置により、令和元年東日本台風と同規模の台風が来ても、浸水が生じないよう再度災害防止に取り組みます。

なお、再度災害防止とは、過去の災害時と同様の降雨により、再び同規模の被害が生じることを防止することを指します。

（スライド３）

今回設置するポンプ施設について御説明いたします。

ポンプ施設は、根川雨水幹線流域の全ての雨水を集めて排水するために流域の最下流部に位置することが必要ですが、その整備に適した用地は根川緑地を一部含む根川

公園の一帯をおいてほかにはないため、根川公園内に設けることといたします。

ポンプ施設は、定置式ポンプを３台設け、その他、既設の逆流防止ゲートに加え、新たに逆流防止ゲートを設置します。

（スライド４）

左側がポンプ施設で水の流れを表現しています。

根川雨水幹線の水が除塵機でゴミが濾し取られ、定置式ポンプにて押し出された水が吐出水槽を経由し、逆流防止ゲートで囲まれた管路を通って多摩川に排水されていきます。

（スライド５）

こちらのスライドが、ポンプ施設の南西から望む鳥瞰図になります。矢印で水の流れを表現しています。

（スライド６）

こちらのスライドが、ポンプ施設の立面図になります。周辺への配慮として、周辺環境と調和するよう周囲の建物に合わせベージュ系の色彩とする予定です。屋上に設置している 2.0mの目隠しルーバーフェンスの上部までで、六郷さくら通りの道路面より９ｍを想定しております。また、建屋の高さ、屋上部のフェンス、建屋の色合い等について御意見をいただいておりますので、詳細設計の中で検討してまいります。

（スライド７）

こちらのスライドが、断面図になります。建物は１階建てで、高さ 6.7mですが、屋上に電気設備を配置し、最大高さは自家発電機の排気口で 12.75mを想定しています。

（スライド８）

これより「周辺環境との調和」について御説明いたします。まずは日影についてです。スライドの左側が第１種低層住居専用地域、スライドの右側が第１種中高層住居専用地域です。用途地域に対して、建築基準法第 56 条の２（日影による中高層の建築物の高さの制限）の規制内に収まっています。

（スライド９）

続いて騒音対策についてです。この施設で最も大きな音が出る機械は非常用発電機です。発電機は停電の際に使用する非常用のため、規制対象ではありませんが、周辺で実測した 55 デシベルを民地側の敷地境界で下回るような対策を実施します。

（スライド 10）

続いて景観についてです。ポンプ施設の北側から望む透視図を作成し、北側から見た眺望について、ポンプ施設設置前後を比較しました。

（スライド 11）

次に、具体的な都市計画の変更に係る内容について御説明いたします。

今、御説明した根川ポンプ施設を赤枠の範囲に設置するため、調布都市計画下水道狛江市公共下水道を変更し、根川雨水幹線ポンプ場を追加します。

また根川雨水幹線ポンプ場の追加に合わせ、調布都市計画公園第２・２・41 号根川公園の区域の一部を削除するとともに、根川雨水幹線ポンプ場の北側の区域について

は、調布都市画緑地第９号根川緑地の区域に追加する変更をいたします。

（スライド 12）

こちらのスライドは、ポンプ施設の南側から望む透視図となります。

根川公園は、工事の際には全面を施工ヤードとして使用し、ポンプ施設の工事完了後に公園として復元します。これまで公園内にあった樹木も可能な範囲で移植したいと考えております。

また都道である六郷さくら通りに接する部分については、これまで通り都道と住宅地をつなぐ形状となるほか、現在と同じような緩やかな傾斜地となります。玉翠園の玉石垣については、現在の石垣を解体する際に、可能な限り玉石を保存し、復元した公園で再利用することで、玉石垣の面影を残すようにしたいと考えております。

（スライド 13）

同様に北側から望む透視図になります。

ポンプ施設の北側の区域については、根川緑地の一部として整備いたします。

（スライド 14）

続いて、根川公園周辺の公園に係る内容について御説明いたします。

先ほど御説明した根川公園の区域面積減に伴い、周辺において、既に都市公園として開園している３園を、都市計画公園として追加いたします。

（スライド 15）

なお、これにより、都市計画公園の空白地域が解消され、適切な公園配置を図ることができます。

（スライド 16）

続いて、令和７年５月９日及び 10 日に開催した市民説明会について御説明いたします。令和元年東日本台風の再度災害防止に向けた取組状況について御説明し、２日間で 75 名の方に御参加いただきました。

（スライド 17）

市民説明会でいただいた主な意見・質問と市の回答となります。

「浸水シミュレーションについて、多摩川住宅の建替えに伴い、盛土されて建築されているが、ポンプ施設の設置後は、浸水被害は出ないと言い切ってよろしいでしょうか。」との質問につきましては、「浸水シミュレーションでは、令和元年東日本台風と同規模の台風が来た際を想定し、ポンプ施設設置後は、浸水被害が解消されるというシミュレーション結果となっています。」と回答させていただきました。

また、「施設計画や施設整備後に行う公園の復元について、近隣住民の意見を聞いてほしい。」との意見がございましたので、こちらにつきましては、周辺にお住まいの方の御意見を伺って進めてまいります。

（スライド 18）

最後に今後のスケジュールとなります。

本日御説明させていただきました都市計画変更原案について、公告・縦覧期間を２週間設けます。

公告日は令和７年８月４日（月）で、縦覧期間は令和７年８月５日（火）から令和７年８月 18 日（月）までとなります。

都市計画原案に対する御意見につきましては、縦覧開始から３週間の令和７年８月 25 日（月）までの期間中において受け付けておりますので、よろしくお願いいたします。

本日及び縦覧期間中の御意見をふまえ、令和７年 11 月に都市計画変更案を作成し、改めて公告・縦覧と意見書提出期間を設けた上で、都市計画審議会へは 12 月を目途に諮問させていただき、令和７年中に決定告示させていただく予定です。御説明は以上となります。

（議長）

これより、御意見を受け付けます。

御意見のある方には手を挙げていただき、私から指名をさせていただきます。係の者がマイクをお届けしますので、マイクを利用して、御発言をお願いします。

また、御意見の前には、「狛江市中和泉五丁目の〇〇です。」と、お住いの町名とお名前をお願いします。

後日、議事録を作成する予定ですが、お名前は載せませんので、御協力下さい。

なるべく多くの方から、御意見をいただきたいと思います。簡潔にまとめて御発言頂けると幸いです。

それでは、御意見のある方は挙手をお願いします。

（参加者）

根川公園の玉石垣は、貴重な石垣だと思います。壊すことについて、どの程度誰に確認したのでしょうか。文化的な価値について等も話し合いはされたのでしょうか。また玉石垣が一旦無くなった後、玉石垣を利用して公園の素材にするとのお話がありましたが、具体的にどのようなことを考えているのかを教えていただきたいです。

（事務局）

玉石垣の社会的価値については、市の文化財を所管している社会教育課と協議をした結果、市の文化財としては指定されていないとのことでした。

今後につきましては、先ほどの御説明の通り、ポンプ施設を設置するにあたり、一度撤去する必要があるため、可能な限り取り外し、公園を整備する際には、現状と同じではないですが、可能な限り玉石垣の形状を残す形で今は予定しております。また残し方や範囲につきましては、先ほどの御説明の通り、周辺の住民の方とお話し合いをさせていただきながら、最終的に決定していくことを想定しております。

（参加者）

玉石垣によって、玉翠園があったことが醸し出されていると思います。玉石垣を無くすことに対して、文化財に指定されていないの一言で決まってしまったことが残念という感想です。

（参加者）

泉龍寺で開催される座禅会に参加すると、ここの話が話題に出たりする。郷土資料

館設立を目指す会があるが、その中でも、狛江の歴史を考えた際に、重視すべきものの位置付けがあったように思います。場所の関係で、どうしてもポンプ施設をつくる時に、１回撤去しなければ設置できないということであれば仕方ないと思いますが、その後に意見を聞く際には、周辺だけではなく、狛江市や狛江市外でも関心のある方の御意見をしっかり聞いていただきたいです。予算的なこともありますが、出来るだけ何か残すというよりも、ほぼ同じような形で復元することができないのかどうかというところまで、考えてほしいです。それぐらいの位置付けで検討していただいた方がいいのかなと私は思っているので、意見として述べさせていただきます。

（事務局）

御意見として承らせていただきます。

（参加者）

参考にお聞きしたいのでは、根川の排水の流域面積は何ヘクタールぐらいで想定されていますか。

（事務局）

約 260 ヘクタールでございます。

（参加者）

分かりました。ありがとうございます。

（参加者）

現在、多摩川住宅の建て替えが進み、人口が増えたり等の様々な変化があります。東日本台風と同じような気象条件の場合にポンプ施設で対応できるとのことですが、この多摩川住宅の建て替えによる影響はないのでしょうか。

（事務局）

こちらのポンプ施設につきましては、東日本台風と同様な条件で、浸水しないための施設とすることとしております。地表面の改変につきましては、特に影響を受けずに、浸水しないようにできるものと考えております。

（参加者）

東日本台風と同様な条件において、根川に流れ込む流量は、多摩川住宅の建て替えによって増えるのか減るのか、それとも変わらないのか、大雑把にいってどういう影響になるのでしょうか。

（事務局）

今回の多摩川住宅の建て替えに伴いまして、雨水が外に流出しないように、浸透施設等を対策施設として設けていただきますので、従前に比べて、雨水の方は減るのではないかと考えております。

（参加者）

分かりました。公園についてもお聞きしたいです。面積的には、市内にある緑地面積は若干減るということでよろしいでしょうか。また公園の位置付けが変わると何が変わるのかと、今回、ポンプ場を設置することで緑地が減り、仕方がない部分はありますが、その他でも市内で農地を手放す等の緑化率が下がっている時に、他に緑を増

やす方法で何か考えられていることがあれば、教えていただきたいです。

（事務局）

３点御質問いただきまして、公園の面積につきましては、ポンプ施設ができる分が減るという形になります。次の御質問の都市公園と都市計画公園つきましては、公園の機能として違いはなく、同じものとなります。違う点は、既存の都市公園については、都市公園法に基づく定めがあり、尚且つ狛江市でも都市公園条例を定め、管理、運営をしております。一方で都市計画という冠がつく都市計画公園については、都市計画法に基づいた公園として位置付けが変わることとなります。３点目の市として緑を増やす対策につきましては、狛江市緑の基本計画に定めており、その中で対策を講じているところです。お話にもありました生産緑地につきましては、色々な関係がありますが、畑から宅地に変わることが昨今多く見られます。畑を公園にする具体的な手続きは中々難しいところがありますが、一方で、沿道緑化や生垣助成等の取り組みをしております。相対的な緑を増やすことは中々難しいですが、目に留まる緑を増やしていく取組をしているところです。

（参加者）

都市計画公園になってバランス良く配置されるという説明がありましたが、何かそれにより、図面上でバランス良くという以上に、市民にとってメリットはあるのでしょうか。

（事務局）

都市計画法に基づく都市計画公園につきましては、都市計画法の位置付けとしては、都市機能が増えることとなります。都市公園は、機能としては全く変わらないですが、都市計画法上の都市施設ではありませんので、先ほど申し上げた都市計画公園の空白地域の概念は、都市公園ではありません。都市公園という大きい枠があって、その中に都市計画公園があると御理解いただければと思います。

（参加者）

東京都から補助金が増えるとかの話はありますか。

（事務局）

都市計画公園を設置する場合には、例えば用地買収や施設を設置する等の際に補助金がありますが、既存の都市公園を都市計画公園という形で冠を付けるので、今回のケースでは特に補助金等が発生することはありません。

（参加者）

分かりました。

（参加者）

ポンプ施設が設置された後の絵が 10、12、13 ページに載っていますが、電線がなくなっています。なぜ電線がないのかをお聞きします。

（事務局）

なるべく現況のものを再現しようと思い、電柱までは目立つので、再現させていただいたのですが、全てのものを落とし込むことができていません。その関係で、電線

はないですが、イメージとしてこのような形と想像していただければと思います。

（参加者）

10ページの左側の電柱と右側の電柱は見え方が異なるので、全く同じ場所から見ているのではなく、右側の設置後のシミュレーションの写真は、少し遠くから見ているとの理解でよろしいですか。

（事務局）

なるべく同じように再現をしようと思っているのですが、カメラの画角等の関係で、全く同じにはできておりません。電柱については、同じものを再現しているつもりです。

（参加者）

分かりました。

（議長）

その他に御意見ございませんでしょうか。

それでは、最後に、今後の流れの説明をします。先ほど、スケジュールでも説明がありましたが、本日いただいた、都市計画変更原案に対する御意見は、令和７年８月５日（火）から令和７年８月25日（月）の期間に提出された意見書と合わせて受け付けます。

また、本日の御意見とは別に、意見書の提出を希望する方は、受付に提出方法の資料を用意しておりますので、退出時にお持ち帰り下さい。

なお、意見書の提出につきましては、利害関係を御記入の上、御提出いただくこととなります。ホームページにも意見書の提出方法を掲載しておりますので、そちらも、御利用ください。

それでは、以上で都市計画変更原案に関する公聴会を閉会いたします。本日はありがとうございました。